

令和5年度三股町発注公共工事に係る新たな取組について

1 週休2日設定工事の取組

改正労働基準法による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、建設業における週休2日を推進するため、今後発注する国庫補助事業に係る公共工事について、工事期間に制約のある工事等を除き、原則、受注者希望型による週休2日設定工事として運用を行う。

また、県補助事業及び町単独事業についても、対応可能なものは、同様の運用を行う。

なお、週休2日設定工事については、入札公告文、指名通知書または特記仕様書において明示する。

運用における工事費の積算については、受注者希望型の場合、当初発注時は補正分を計上せずに積算を実施し、達成状況（4週6休、4週8休等）に応じて、補正分を増額変更する。

発注者指定型とする場合は、特記仕様書において、積算上の補正分の取扱い等を明示する。

2 技能労働者の適正な賃金水準の確保

令和5年3月から適用となった公共工事設計労務単価の上昇を通じて適正利潤の確保、さらなる賃金の引き上げ等の好循環を継続するため、令和5年2月14日付けで国土交通省不動産・建設経済局長から建設業界団体の長あての通知「技能労働者の適正な賃金水準の確保について」に基づく措置を講じていただくようお願いする。

3 設計変更等への適切な対応

現場の自然条件の変化に伴う設計変更等を適切に行うため、令和5年4月から宮崎県の「設計変更ガイドライン」、「設計図書照査ガイドライン」、「工事一時中止に係るガイドライン」、「設計業務等変更ガイドライン」に準拠することとした。

4 随意契約（工事請負費130万円未満）による工事の書類簡素化

工事書類の簡素化については、宮崎県工事書類簡素化ガイドラインに準じて取り組んでいるが、同ガイドラインにおいて、施工計画書のうち、「維持工事等簡易な工事及び当初設計額250万円未満の工事においては、監督員の承諾を得て、記載内容の一部を省略することができる。」としている規定の取扱いについては、「随意契約（工事請負費130万円未満）」の工事を対象とする。

業者各位

三股町長 木佐貫 辰生

規則等の一部改正について

1. 「三股町財務規則」第 130 条（最低制限価格）の一部改正

当町では、これまでも町発注の工事において、ダンピング受注を防止し建設業や建設関連業の健全な発展並びに公共工事の品質確保を図るため、適切な最低制限価格の設定を行ってきたところですが、国における最低制限価格算定式の見直しや資材価格の高騰等を考慮し、最低制限価格の設定水準を引き上げることとしました。

- ①実施時期：令和 5 年 5 月 11 日（木）以降の入札実施分
- ②公表時期：最低制限価格の設定方法及び金額については、従来どおり非公表とします。ただし、入札執行後は公表します。
- ③内 容：最低制限価格の設定水準の上限を「予定価格の 10 分の 9.2」に改定しました。

2. 「三股町工事請負契約約款」・「三股町土木設計業務等委託契約約款」の一部改正

「宮崎県工事請負契約約款」並びに「宮崎県土木設計業務等委託契約書」の一部改正に伴い、本町における関係約款について一部改正しました。

- ①施行日：令和 5 年 3 月 30 日
- ②内 容：発注者が受注者に対して有する債権と、受注者が発注者に対して有する債権を相殺する場合は、その相殺の順序を発注者が指定する旨の規定を設ける。

（新設）三股町工事請負契約約款第 57 条・三股町土木設計業務等委託契約約款第 54 条

（相殺）

発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権その他の債権と相殺できることとし、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の場合において、相殺の充当の順序は発注者が指定する。

（削る）三股町工事請負契約約款第 58 条・三股町土木設計業務等委託契約約款第 55 条

（賠償金等の徴収）

受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで、財務大臣決定割合で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣決定割合で計算した額の延滞金を徴収する。